

府中町 公園施設長寿命化計画

令和4年3月

1. 都市公園整備状況

(2021 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
12	24.10 ha	4.63 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2022 年度～ 2031 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
9		1	1									11

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」を設定する。ただし、本町公園については、河川区域内に位置するため、広島県による河川改修後に長寿命化計画に位置付けるものとする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
88	4	88	87	84	8	18
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
494			871			

②これまでの維持管理状況

全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、維持管理課による維持保全（清掃、保守、修繕）と日常点検を行っている。
 遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。
 日常点検及び定期点検により危険個所が発見された場合、緊急度の高いものから補修、更新を行ってきた。

③選定理由

府中町内の公園は、ほとんどが1980年代以前に設置されたもので、過半数の公園は、設置から30年以上が経過している。このため、公園施設の多くは老朽化し、大規模な修繕や更新が必要な状況となっている。

遊戯施設は、多様な遊びの機会を提供し、子供の遊びを促進させ、成長に役立つものであるため、全ての都市公園の遊戯施設を選定した。

また、空城山公園及び揚倉山健康運動公園は、府中町の基幹公園であることを考慮し、全ての公園施設を選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

本計画は2020年度から2021年度に実施した遊戯施設点検と、2021年度に実施した一般施設・土木構造物・建築物点検の結果を反映した。

1. 一般施設・土木構造物・建築物

計画対象公園内の一般施設・土木構造物・建築物 施設について、国交省が策定した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」及び「健全度調査・判定事例集」に則り点検を実施した。

2. 遊戯施設

遊戯施設86基について、国土交通省策定「遊具の安全に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会策定「遊具の安全に関する基準JPFA-S:2014」に則り点検を実施した。

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (106)	67	30	9		
c. 土木構造物 (9)	1	7	1		
d. 建築物 (5)	1	3	1		
b. 遊具等 (87)	10	51	25	1	

6. 対策の優先順位の考え方

緊急度判定は点検結果に基づく健全度判定がA及びBの場合を「低」、健全度判定Cの場合を「中」、健全度判定Dの場合を「高」とした。
対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

(施設)			
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (106)		9	97
c. 土木構造物 (9)		1	8
d. 建築物 (5)		1	4
b. 遊具等 (87)	1	25	61

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

事後保全型管理の施設については、日常点検や清掃等による維持保全を行い、施設の劣化や損傷の状況を把握するとともに、著しい劣化や損傷が発見された場合には必要に応じて撤去・更新を行うものとする。

予防保全型管理の施設については、施設の劣化や損傷を未然に防ぐため、清掃等による維持保全を行うとともに、定期的に健全度調査を実施し、その結果をもとに適宜補修・更新の判断を行うものとする。なお、予防保全型管理における健全度調査の実施頻度は、次に示す公園施設長寿命化計画策定指針（案）を参考に遊具・各種設備は毎年、その他の施設は5年に1回を基本とし、施設の劣化・損傷状況を確認する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

予防保全型管理と事後保全型管理の分類について、遊戯施設に関しては予防保全型管理を前提とするが、その他の公園施設はライフサイクルコストの算定結果を踏まえて決定する。

1. 予防保全型管理に分類した施設

- ・更新時期及び補修時期は、健全度Cとなった時点で対策を行うこととするが、使用見込み期間を経過しているか否かによって対策の内容を決定する。使用見込み期間内の施設に関しては、健全度C になった時点で補修を行うこととし、一方、使用見込み期間を経過している施設に関しては、健全度C になった時点で更新を行う。
- ・使用見込み期間を既に経過している施設の更新時期及び、使用見込み期間内の施設の初回補修時期については、健全度を基に設定する。施設毎の対策時期は健全度C となった時点とするという考え方から、補修のスパン=健全度A から健全度C までの劣化の期間と考える。このことから、現在健全度A の施設に関しては、計画期間初年度（令和4年度）から補修スパンを足した年度を対策年度とする。また、健全度B の施設に関しては、健全度A～C の中間程度の劣化と考え、補修スパンの2 分の1 の期間を足した年度を対策年度とする。

2. 事後保全型管理に分類した施設

- ・健全度調査を実施しないため、日常点検と維持保全（清掃・保守・修繕）で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、適宜施設の補修または更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など
※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」による。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	510,983 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	343,660 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	167,323 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	51,098 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

本計画における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は40,720千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2026 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。